国際関連情報 国際会議等

2021年 AICPA 年次全国大会朝

ASBJ 副委員長

かわにし 川西 やすのぶ

かとう **ASBJ** 加藤 専門研究員

ごう/ じ 紘司

ASBJアシスタン ト・ディレクター 牧野 めぐみ

ASBJ 専門研究員 ふみひと 史

ASBJ 専門研究員

いとう 伊藤 しゅうじ 修司

わかお **ASBJ** 若尾 専門研究員

けんじ 健二

I. はじめに

米国公認会計士協会 (AICPA) の年次全国 大会一最近の米国証券取引委員会 (SEC) 及び 公開会社会計監督委員会 (PCAOB) の動向-が、2021年12月6日から8日にかけての3日 間、米国ワシントン DC にて開催され (バー チャル形式との併用)、SECやPCAOB、米国 財務会計基準審議会 (FASB)、国際会計基準 審議会(IASB)などからの出席者により、会 計基準の動向をはじめとする彼らの見解や監査 及び財務報告に関する最近の論点等について発 表ないし討議が行われた。企業会計基準委員会 (ASBJ) からは、川西副委員長ほかが参加し た。本年全国大会のアジェンダは、次のとおり である。

2021年12月6日(月)(第1日目)

現地時間	セッション
9:00 AM-9:35 AM	前 AICPA 会長による 講演
9:40 AM-10:05 AM	変革期における監査
10:25 AM-11:40 AM	基調講演-SEC 主任会 計官室 (OCA) のリー ダーとの対談
11:45 AM-12:35 PM	OCA の取組み
1:40 PM-2:30 PM	資本市場の動向
2:50 PM-3:40 PM	デジタル資産:法務、会 計、監査
3:40 PM-4:40 PM	進化するサイバーセ キュリティ・リスクへ の対応
4:40 PM-5:30 PM	1日目の質疑応答

2021年12月7日(火)(第2日目)

現地時間	セッション
9:00 AM-10:15 AM	2022年の経済:予期せぬ 重要な事象の影響
10:35 AM-11:25 AM	ESG サステナビリティ パネルディスカッショ ン
11:30 AM-11:55 AM	PCAOB による基準設 定のアップデート
12:55 PM-2:10 PM	SEC 企業財務局 (Division of Corporation Finance) の動向
2:15 PM-2:40 PM	IASB アップデート
3:00 PM-4:15 PM	FASB 議長の講演と会 計基準設定に関する状 況
4:20 PM-5:10 PM	2日目の質疑応答

2021年12月8日(水)(第3日目)

現地時間	セッション
9:00 AM-9:55 AM	従業員の多様性、公平 性及び包摂性を効果的 に推進する方法
10:00 AM-10:50 AM	ESG への取組みに関す るパネルディスカッ ション
11:10 AM-12:00 PM	SEC における施行に関する最新状況
1:00 PM-1:50 PM	CAO とコントローラー によるパネルディス カッション
1:55 PM-2:45 PM	財務諸表を超えて (Beyond the Financial Statements)
3:05 PM-3:55 PM	会計に関する注目の話 題
4:00 PM- 4:50 PM	PCAOB における登録、 検査及び施行に関する 最新状況

本稿では、本年次全国大会の主要なセッションのうち、特に会計基準に関連する部分に焦点をあてつつ、概要についてご紹介させていただく(上のアジェンダでハイライトしたセッションが対象)。なお、文中の各スピーカーの意見及び筆者の意見にわたる部分は、各人の私見であり所属する団体・組織の正式見解ではないとのことである。

Ⅱ. 主要なセッションの概要報告

2021年12月6日(月)(第1日目)

1. 前 AICPA 会長による講演

(スピーカー:前 AICPA 会長 Tracey Golden 氏)

昨年のスピーチにおいて、会計士を取り巻く 環境が急速に変化しており、テクノロジーの活 用及びスキルの向上が将来における変化への対 応として必要であることを述べたが、我々がす でにその将来の中にいると言及された。急速な 変化により、クラウド技術、人工知能、リモー トワーク環境が急速に進歩し、これらの変化は 専門職に新しい機会をもたらしていることが述 べられた。一方、これらの変化の中で信頼され るプロフェッショナルであり続けるために、公 共の利益に資するスキルと倫理観、時代に即し た活動を継続するための生涯学習、職業的懐疑 心に基づく高品質な監査の提供を継続するため





の文化・独立性・専門性、ESGのような新し い課題に対応するための機動性と適応性が必要 であることが述べられた。我々の職業の強みが 人材に依拠していることから、人材パイプライ ンの強化、スキルセットの向上、多様性・公平 性・包摂性の重要性が強調された。会計専門職 においてテクノロジーの進化等、必要とされる スキルや能力が急速に変化していることから、 新しいスキルに対応した CPA 試験が 2024 年 から開始することが予定されていることも、昨 年度に引き続き言及された。また、会計士に対 するサステナビリティ情報の保証に対するニー ズも高まっており、ESG の取り組みに対する ステークホルダーの信頼性を高めるために会計 士がリーダーとしての役割に踏み出す必要があ ると述べられた。

2. 基調講演-SEC 主任会計官室(OCA)の リーダーとの対談

(スピーカー: SEC 主任会計官代理 Paul Munter 氏他)

SEC 主任会計官代理の Paul Munter 氏から、 SEC の OCA における現在の主な活動について 説明がなされた。企業が投資家に提供する情報 が会計原則に従って作成され、PCAOB の基準 に従って監査された財務諸表を含む質の高いも のであることが必要であるため、OCA では質 の高い情報提供に向けた開発及び普及活動に取 り組んでいることが述べられた。

続いて、規制改革アジェンダとルール形成の 取組みについて説明がなされた。その中で、気 候及び ESG、外国の公開会社に関してそれぞ れ紹介され、気候変動に関するルール形成の取 組みが説明された。気候変動や ESG に関連す る問題点として、米国だけでなく、国際的にも サステナビリティレポートなどの開示が進んで はいるものの、発行体により一貫性がなく、比 較可能性が担保できていないという見解が示さ

れた。さらに、SEC が果たす国際的な役割と してのモニタリングの観点から、IFRS 財団の モニタリングボードへの参加、ガバナンスや資 金調達、デュー・プロセスの確認により、監督 機能を発揮していることが説明された。また、 外国の公開会社については、昨年発効された 「外国企業責任法 | や PCAOB が発行した規則 などが紹介された。

最後に、投資家が投資判断をする情報の重要 性の考え方などが説明された。

Paul Munter 主任会計官代理との対談後、副 主任会計官から質の高い会計基準の適用を促進 するためのコンサルテーションプロセスの概要 が紹介され、事実や状況の十分な理解、また監 **査委員会や会計監査人による検討及び分析の十** 分な理解を通じて対応していることが説明され た。次に、監査法人の独立性及び重要性につい て発表された声明についての紹介があり、監査 人の独立性が監査人、監査委員会、経営者の間 で共有された責任であることを強調したことな どが説明された。

3. OCA の取組み

会計・監査に関連して寄せられた論点に対し て、OCA の各スタッフからの見解が示された。 主な内容は、次のとおりである。

(1) 顧客との契約から生じる収益(収益認識)

収益認識に関しては、OCA が継続して照会 を多く受ける次の論点に関して、特定の事実パ ターンに基づく対応例ではなく、基準適用にあ たっての留意点が紹介された。

① 履行義務の識別

登録企業が(1)財及びサービスの当初の提供と (2)関連する一定の期間にわたるサービスの提供 を約束する事実パターンを含む照会が多く OCA に寄せられることが紹介された。ソフト ウェアのライセンスの付与とその後のサービス としてのソフトウェア(Software as a Service: SaaS)の提供等については、複雑な事実パターンが含まれることが多く、複数の約束が単一の履行義務なのか複数の履行義務なのかにより、収益の認識時点に影響を与えるため、重要な判断が要求されることが指摘された。

② 本人か代理人かの検討

本人か代理人かの検討に関しては、テクノロ ジー関連の登録企業から多く照会が寄せられて いることが説明された。OCA が照会を受けた 論点においては、登録企業は、顧客に特定され た財又はサービスを提供する際に、他の当事者 から受け取った財又はサービスに登録企業の財 又はサービスを結合するものであるため、登録 企業が本人であるとされていた。登録企業が結 合後のアウトプットを顧客への移転前に支配し ているかどうかを判断する際には、(1)結合サー ビスの性質及び重要性の評価、(2)他の当事者か ら受け取った財又はサービスを支配しているの かどうかの評価が重要であるとされた。また、 本人か代理人かの判断の指標は、チェックリス トではなく、支配の評価を代替するものではな いことが指摘された。

③ 顧客の識別と顧客に支払われる対価

OCAでは、プラットフォーム・ビジネスを営む登録企業が売手の代理人として行動する場合に、最終顧客に支払われたインセンティブを収益の減額ではなく、費用として認めた事例があったものの、OCAスタッフは、常にこの判断が認められるわけではないとし、(1)顧客が1人なのか複数なのか、(2)企業が最終顧客にインセンティブを支払うことについて、売手に対して契約上又は黙示的な義務を負うのかどうか、(3)売手が妥当な期待を抱いているために、インセンティブが実質的には最終顧客に対する価格譲歩に該当するのか等を検討する必要があるこ

とを指摘した。

(2) 負債と資本の区別 (SPAC を含む。)

OCA スタッフは、2021 年 4 月に公表された特別買収目的会社(Special Purpose Acquisition Company: SPAC)が発行する特定のワラント(新株予約権)の会計処理に関する SEC企業財務局との共同声明¹ について説明を行った。この声明は、SPAC の設立及び新規上場に関連して発行された新株予約権の会計処理に関する事例を基に作成されており、SPAC が発行するワラントの負債と資本を区分するにあたり、(1)決済額が企業自身の株式に連動したものであるかどうか、(2)企業の支配下にない事象の発生により償還される可能性があるかどうか等を検討する必要があると指摘された。

(3) 監査人の独立性に関する規定

OCA スタッフは、監査人の独立性が規定されている Regulation S-X の Rule 2-01 が 2020 年 10 月に一部改訂されたことを受けて、SEC に新規登録された会社の登録文書に含まれる「ルック・バック期間」(直近の会計年度) における監査人の独立性に関する相談を受けていることを述べた。また同スタッフは、財務諸表作成サービスや税務申告サービスを例に挙げ、それが Rule 2-01 の序文の4つの指針のいくつかに触れる場合について説明を行った。

(4) 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の設立

OCA スタッフは、IFRS 財団評議員会の技術的準備ワーキング・グループ(TRWG)が開発した気候のプロトタイプ及び全般的な開示要求のプロトタイプは、今後、強固なデュー・プロセスに従って審議される必要があると述べ

¹ https://www.sec.gov/news/public-statement/accounting-reporting-warrants-issued-spacs 参照。



た。また、ISSB 設立の当面の課題として、適切なレベルのスタッフの確保、価値報告財団 (VRF) 及び気候変動開示基準委員会 (CDSB) との統合による運営面の課題、IASB との協力体制の確立などを挙げ、これらを注視していくと述べた。また、サステナビリティ報告の分野は進化しており、ISSB が常に新しい展開を視野に入れて、利害関係者のニーズに必要に応じて対応できるようにすることが重要だと述べた。

(5) デジタル資産

OCA スタッフは、デジタル資産の会計処理についても多くの相談が寄せられていると述べた。相談を受けた登録企業は、保有する特定の資産が無形資産の定義を満たしていると結論付けているが、その結論にもかかわらず、登録企業は無形資産モデル以外の様々な会計モデルの導入を提案している。しかしながら、取引されるデジタル資産に関連する権利と義務の特性を十分に考慮して、適用すべき適切な会計処理を決定する必要があると考えているため、この重要なテーマについては、今後も FASB や投資家とも議論していきたいと述べた。

(6) テクノロジーの発展が企業の財務報告プロセス及び監査に及ぼす影響

OCAスタッフは、OCAが質の高い信頼性のある財務報告を行うためには、財務報告に係る内部統制(ICFR)が重要であることを強調したうえで、利害関係者からよく寄せられる質問であるサイバーセキュリティと ICFR との関係として、情報漏洩が ICFR の評価に与える影響及び ICFR に影響を及ぼす不備とその他の不備を区分することの重要性について説明した。また、テクノロジーを利用した監査ツールについて調査やアウトリーチなどを行っており、関連する基準を見直すかどうか検討していることが

述べられた。

(7) 判定利害関係者との対話

投資家などのステークホルダーとの対話を通じたOCAの最近の活動の事例が、OCAスタッフから紹介された。

まず一つ目として、スタッフ会計公報 (SAB) 第120号の公表について説明があった。 SAB 第 120 号は、FASB が公表した ASC 第 718 号「報酬-株式報酬」(以下「Topic718」 という。) に準拠した株式報酬取引の公正価値 の見積りに関する見解を示すもので、ガバナン スや財務報告上の論点を多く含んでいると考え られている重要な非公開情報を企業が一般公開 する前に付与されるバネ付きの (spring-loaded)株式報酬の測定などについて、現行の解 釈指針を Topic718 に適合するように、一部修 正が行われていることが述べられた。次に、投 資家などのステークホルダーとの対話の中で繰 り返し問われるテーマとして、セグメント報告 について説明があった。ASC 第 280 号「セグ メント報告」はマネジメント・アプローチが前 提となっており、それぞれの事実パターンにつ いて、特定の事実や状況を慎重に検討する必要 があること、また、セグメントを決定する場合 は、企業が定期的に利用しているすべての情報 を慎重に検討する必要があり、ビジネスの進化 や経営者が意思決定に利用する情報の進化を考 慮した継続的な評価である必要があることが述 べられた。

2021年12月7日(火)(第2日目)

4. ESG サステナビリティパネルディスカッ ション

(スピーカー: AICPA 会長兼 CEO Barry C. Melancon氏、IFRS財団エグゼクティブ・ディレクター Lee White 氏、証券監督者国際機構 (IOSCO) 事務総長 Martin Moloney 氏、VRF

CEO Janine Guillot 氏)

本セッションでは、ESG 分野における国際 的な取組みの変化と動向及び ESG 報告書に取 り組む際に役立つ情報や留意事項について、各 パネリストから紹介が行われ、議論が行われ た。紹介された主要な論点は次のとおり。

(1) ESG 分野に関する国際的な取組みの変化 と動向

市場における ESG 分野に関する利害関係者の関心及び取組みは、ここ 10 年で急速に変化・拡大しており、サステナブル・ファイナンスのためのエコシステムの構築に向けた国際的な秩序(基準設定)の必要性並びに国際的な連携などが紹介された。

(2) 国際的な基準設定について

投資家が求める国際的な基準設定において、既存のサステナビリティ会計基準審議会(SASB)基準が多くの企業で適用されているが、法域や管轄の違いを尊重すべき分野であるため、グローバルで共通して認識されるコアとなる指標を定めることが重要であることが指摘された。

(3) 会計専門家の関与

ESG 分野に関する開示は投資判断に利用されることから、利害関係者にとって信頼できる情報であることが重要であり、そのためには保



証が重要であることが指摘された。加えて、ESG分野に関する開示に対する保証のフレームワークを作成するための作業を開始予定であることが紹介された。

5. IASB アップデート

(スピーカー: IASB議長 Andreas Barckow氏) 米国において IFRS 会計基準が果たす役割を踏まえ、サステナビリティ、現在及び将来の作業計画、コンバージェンスの3つの戦略的なトピックに関してスピーチを行った。主な内容は次のとおりである。

(1) サステナビリティ関連の財務情報開示

気候変動やその他の新たなリスクなどの問題は、IFRS会計基準の原則主義の性質上、既存の要求事項で既にカバーされていると説明した。また、ISSBの設立に触れ、当初からIASBとISSBが緊密に協力し、互換性のある報告を推進することが期待されていると述べ、両者の基準に互換性と補完性を持たせ、企業がシームレスな報告を行うことで、投資家に包括的で意思決定に有用な情報を提供できるよう努めたいと述べた。

(2) 現在の作業計画と今後の方向性

IASBの重要なプロジェクトである「基本財務諸表」、「適用後レビュー」、「のれん及び減損」並びに「アジェンダ協議」について紹介した。

① 基本財務諸表

公開草案「全般的な表示及び開示」の提案は全体的に高く評価されていると述べ、いくつかの詳細について懸念や説明を求める声もあるが、完全に振り出しに戻る必要があるほどの大きな問題はないと説明した。2021年の春にフィードバックの審議を開始しているが順調に進んでおり、来年もすべてのフィードバックに



目を通し、決定を下すために時間を費やすこと になると述べた。

適用後レビュー(PIR)

一連の連結基準である IFRS 第 10 号 「連結 財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」 及び IFRS 第12号「他の企業への関与の開示 | 並びに IFRS 第9号「金融商品」の2つの PIR の取組みを紹介した。寄せられたフィードバッ クによれば連結基準はうまく機能しているよう だと述べ、提案された改善点は主に特定の分野 に限られており、今後最適な対処方法を検討し ていくことになると説明した。金融商品は、ま ず分類及び測定の要求事項に焦点を当てている が、特に注目している分野は普及してきている ESG 機能を備えた金融商品であり、既存の要 求事項を適用して意味のある結果が得られるか どうか確認したいと述べた。

③ のれん及び減損

のれんの事後の会計処理に関して、ディス カッション・ペーパー「企業結合一開示、のれ ん及び減損」に寄せられたフィードバックで は、法域、業界、専門家の背景によって明確な 傾向が見られなかったと説明し、完璧な解決策 は存在せず、償却及び減損、減損のみ、どちら のアプローチにも利点と欠点があると考えてい ると述べた。

また、財務諸表利用者の懸念は、買収した事 業の業績を追跡することができないというもの から、企業の機密情報や将来の見通しに関する 情報を提供しなければならないというものまで 様々だったと説明し、このように多様な意見が ある中で解決策を見出すことは非常に困難だ が、IASBが検討しているアプローチの1つは、 減損のみアプローチの支持者がそのモデルを放 棄する際に懸念する情報の喪失を、少なくとも 部分的には代替できるような開示パッケージを 調査することであると述べた。

④ アジェンダ協議と今後の作業計画

情報要請「第3次アジェンダ協議」に寄せら れたフィードバックをもとにスタッフが検討を 重ねているところだが、その中で、いくつかの 重要なテーマが明らかになってきていると述 べ、それは、「利害関係者に与える変化の大き さに留意すること |、「ISSB との協働や新たな 課題に取り組むための時間を確保すること」、 「無形資産について取り組むこと」であると説 明した。

また、IASB の戦略的な方向性と活動のバラ ンスがほぼ正しいと利害関係者が考えているこ と、利害関係者から提案された優先度の高いプ ロジェクトとして気候関連リスク(排出物価格 決定メカニズムを含む。)、暗号通貨及び関連取 引、継続企業、無形資産、キャッシュ・フロー 計算書などがあることを紹介した。

(3) コンバージェンス

IASB と FASB の過去の共同プロジェクトを 振り返り、先人たちが成し遂げたことを維持す るために、IASBの議長と FASBの議長は協力 していく必要があり、両ボードと利害関係者の 相互利益のために、IASB と FASB の関係を継 続、深化させていきたいと述べた。

6. FASB 議長の講演と会計基準設定に関する 状況

(スピーカー:FASB 議長 Richard R.Jones 氏、 FASB テクニカル・ディレクター Hillary H. Salo 氏、FASB テクニカル・ディレクター代 理 Helen Debbeler 氏)

FASB 議長の Jones 氏は、FASB のミッショ ンを遂行するために、利害関係者との継続的な 対話が重要であることを強調した。 FASB の将 来のプロジェクトを決定するコメント募集「ア ジェンダ協議 | 公表にあたっては、幅広い利害 関係者からのフィードバックを基に(1)より細分 化された財務報告情報の提供、(2)財務報告の新興分野におけるガイダンスの提供、(3)不必要なコストと複雑さを軽減するための既存の米国会計基準の特定分野の再評価、(4)透明性とコミュニケーションを強化するための FASB の基準設定プロセスの改善、の4分野が基準設定において焦点をあてるべき分野として識別され、これらの4分野についてアジェンダ協議においてフィードバックが求められたことが説明された。

(3)の不必要なコストと複雑さの軽減に関連して、①リース、②減損、③収益認識の PIR の一環として、基準の修正や公開草案の公表が行われたことが説明された。また、8 月に FASBが公表した「投資家との対話に関する報告書2021」に言及し、有用な情報提供となる会計基準を設定するために効果的に投資家と関与する方法について述べられた。

続いて、FASBが進めている会計基準設定に 関する状況について、FASBテクニカル・ディ レクター Hillary H. Salo 氏及び FASBテクニ カル・ディレクター代理 Helen Debbeler 氏か ら、次のとおり説明がなされた。

(1) アジェンダ協議プロセス

最初に、コメント募集(ITC)には 522 件の回答があったが、そのうちの 76 件は ITC の問題を広く取り上げたものであり、約 440 件はデジタル資産の公正価値会計のみに焦点を当てた



ものだったと述べた。また、回答者の約30% が投資家及び財務諸表利用者であり、これは FASBが広範な投資家へのアウトリーチ活動を 行った結果であると説明した。

続いて、寄せられたフィードバックの背景及 び概要を紹介した。

まず、投資家は、企業についてより意味のあ る洞察を得るために、財務報告情報のより細か い分解を望んでいるとして、分解の要望の例と して、収益及び費用の分解や将来のリスクを認 識するのに役立つ管轄地域別の情報を挙げた。 次に、財務報告の新興分野に関して、利害関係 者は、米国会計基準を常に適切で最新のものに するために、デジタル資産の会計処理、グリー ンファイナンス、代替エネルギーの税構造など の特定の分野に対応することを求めていること を紹介した。また、不要な複雑さの軽減に関し て、連結や負債と資本の区別の会計処理につい ての要望があることを紹介した。最後にFASB の基準設定プロセスの改善に関しては、コディ フィケーションのアクセスのしやすさ、コスト と便益の分析などに関する支持やフィードバッ クがあったと述べた。

(2) PIR

① 収益認識

開示を中心に投資家から非常に肯定的な意見が寄せられていると述べた。さらに、ガイダンスの特定の分野に関連した実務上の問題について利害関係者からの意見を引き続き聴取していること、非公開会社に対する調査を行っていることが紹介された。

② リース

2021年に公表したリースに関する2つのガイダンスについて紹介し、非公開会社におけるリース基準及びガイダンスの導入準備の必要性について述べた。



③ 現在予想信用損失(CECL)

2021年5月開催の円卓会議において不良債 権の再編(TDR)及び購入された金融資産の 会計処理が重点的に取り組まれた分野であり、 利用者から CECL モデルにおいて開示される 追加情報の全面的な支持及び組成年度別の開示 (以下「ビンテージ開示」という。) に関する既 存のプロジェクトの優先度的に進めるべきとの フィードバックがあったことを述べた。

これらのことから、FASBのプロジェクトに ついて、TDR 及び購入された金融資産の会計 処理に関するプロジェクトを追加したこと、ビ ンテージ開示に関するプロジェクトの優先順位 を上げて検討を進める予定であることが紹介さ れた。

(3) アジェンダのプロジェクトの状況

① 既発行・年内発行予定のプロジェクト

最近発行された ASUs の中から、ASU2021-10「政府援助(Topic832): 政府援助に関する 営利企業の開示」及び ASU2021-08「企業結合 (Topic805):顧客との契約から生じる契約資 産及び契約負債の会計処理」について概要の説 明があった。

② アジェンダに含まれる他の優先プロジェク

その他の優先プロジェクトとして2つのプロ ジェクトの説明があった。まずは、のれんの会 計処理に関するプロジェクトについて説明が あった。企業がサポートできる場合を除き10 年間の定額償却モデルへの移行を検討してお り、減損テストの対象となる会計単位や減損テ ストの実施時期と頻度について議論されている ことが述べられた。次に、セグメントプロジェ クトについて説明があった。最高経営意思決定 者に定期的に報告され、セグメント損益に含ま れる重要な費用に関する情報の提供を求めると いうものであることが述べられた。いずれのプ

ロジェクトも企業にとって重要な検討事項であ り、投資家にとっても意思決定に役立つ情報で あるため、優先プロジェクトとして位置付けて いる旨の説明があった。

2021年12月8日(水)(第3日目)

7. 会計に関する注目の話題

(モデレーター: Brandon Coleman 氏 (Deloitte)、スピーカー: Thomas Barbieri 氏 (PwC)、Kevin Kispert 氏 (EY)、Sandie Kim Kulick 氏 (Deloitte)、Lisa Munro 氏 (KPMG))

4大監査法人のパートナーにより、本年の会 計上のホットトピックに関する紹介が行われ た。紹介された主要な論点は、次のとおりで ある。

(1) SPAC

SPAC に関しては、SPAC が発行する株式及 びワラントの資本と負債の区別、資本に分類さ れた場合の資本の中の区分 (永久資本か一時資 本か)における会計単位の判断、SPAC がター ゲット企業を取得した場合の会計上の取得企業 の判断に関連して個別の事実及び状況に基づく 判断が要求されることが紹介された。

(2) 株式報酬

SPAC において、Topic718「株式報酬」の 適用範囲に入る可能性のあるものとして、創業 者が引受人としてわずかな金額で株式を取得す る場合、アーンアウト型の株式が権利確定済の 又は権利未確定のオプションやその他の報酬を 保有している従業員に発行される場合、非公開 会社が従業員に株式報酬を与え、非公開会社の 株式を公開会社の株式と交換する場合の3つが 紹介された。

(3) 収益認識

- ① 企業が顧客の顧客に支払うインセンティブ 企業が顧客の顧客に支払うインセンティブを 売上から控除するか否かに関し、照会が多く寄 せられていることが述べられた。また、プラッ トフォーム・ビジネスにおいてプラットフォー ム企業 (Platform Company) が消費者 (Consumer) に与えるインセンティブを例に挙げ、 当該インセンティブを企業の売上から控除する か否かを検討する際の考慮点が示された。
- ② 履行義務の識別(財又はサービスに追加し て一定期間のサービスが提供される場合の履 行義務の識別)

財又はサービスに関係して一定期間にわたる サービスが提供される場合に、それらを区分さ れた履行義務として識別すべきか否かに関し、 照会が多く寄せられていることが述べられた。 また、スマート・デバイスとそれに関係するク ラウド・サービスを例に挙げ、それらを別個の 履行義務として識別すべきか否かを検討する際 の考慮点が示された。

(4) 金利指標改革

米ドル建 LIBOR の一部のターム物の公表停 止時期の延期といった金利指標改革に関する状 況及び金利指標改革に起因する LIBOR の置換 に対する救済措置である Topic 848 について紹 介された。さらに、当該救済措置の終了後に生 じるヘッジ会計の新たな課題について今後検討 が必要であることが述べられた。

Ⅲ. 終わりに

本年次全国大会では、サステナビリティがタ イムリーかつ重要なテーマとして頻繁に取り上 げられた。また、複数のセッションで、高品質 な財務報告を支える専門家を維持することの重 要性や、多様性、公平性、包摂性を高めること の重要性が強調されていたほか、SPACによる IPO のブームが続いていることや、本稿では取 り上げられていないサイバーセキュリティの動 向など、国際的に関心が高まっているテーマに ついても議論がなされていた。